平成２１年（フ）第２０１３号
堺市南区茶山台２丁７番１―209号、旧住所堺市南区宮山台１丁６番15―110号
債務者　栂尾　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２号
堺市南区竹城台１丁２番39―103号
債務者　中村　　梓
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
堺市中区東山28番地１　東急ドエル・アルス泉北深井610号
債務者　下谷　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
大阪府大阪狭山市東野中３丁目329番地の35
債務者　相原　忠志
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟1005号室
債務者　上野　琢磨
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
大阪府羽曳野市野々上１丁目10番16号
債務者　平尾　和夫（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
大阪府羽曳野市野476番地の16
債務者　若原栄一こと　朴　　榮奎
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
大阪府富田林市東板持町３丁目１番６号　中谷文化北８号室
債務者　上田みつや
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目203―11、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目1372番地の８
債務者　東野　博美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
堺市東区引野町３丁21番地
債務者　宮田　聡武
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
堺市西区菱木２丁2208番地10
債務者　福田美智子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
大阪府羽曳野市河原城541番地の16
債務者　中薗　達哉
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
堺市堺区竜神橋町２丁３番１　ステュディオ堺フェニックス403号、前住所堺市堺区栄橋町１丁７番５号　昭和マンション412号
債務者　平田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
埼玉県春日部市樋籠320番地１
債務者　中山　美香
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地６街区25棟408号
債務者　中川美智代
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区29棟207号
債務者　加藤はる子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
埼玉県草加市旭町５丁目10番37号　ハイツ太陽405号、住民票上の前住所青森県黒石市大字袋字上野60番地２
債務者　盛　　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係